

「アパートを先に探しておく」と施設待機は、なしで済むか？」

手持ちのお金の額との相談になるのではないかと・・・

保護決定までと保護費が手元に来る迄の生活費はどうなる、どうする？

「役所の手続きに、なぜ、2週間かかるのか。先にアパート探しておく」と、施設待機しなくても済むのか」という質問がありました。

生活保護法では、原則、申請を受けてから14日以内に結果を書面で知らせなければならぬ事になっていいます。それでは、なぜ14日(2週間)なのかというと、提出された申請書の内容について事実確認をし、お金(保護費等)を支払える状態にするのに必要な期間としか言いようがありません。

「先にアパート探しておく」と、施設待機しなくても済むのか」については、「アパート探し」の内容に依ります。

「アパートを探して、入居した後で生活保護申請をする」ということであれば、施設待機ではなく、その入居したアパートで、保護の決定を待つ事になります。

しかし、この場合は、保護費が自分の手元に入るまでの2〜3週間の生活費を準備しておく事が必要です。そうでないと、アパートで餓死する事になります。

また、敷金が必要なアパートや入居にあたって家賃を

前払いしなければならぬ場合が多いので、それらのお金も準備する必要があります。

施設待機の場合は、三食風呂付きです。決定が出るまでの生活費を心配する必要はありません。

生活保護申請し、施設に一時入ってから、アパート・マンション探しをする事になります。入居したい部屋が決まったら、「賃貸物件重要事項説明書」(無料)を不動産屋に発行してもらい、役所の窓口に提出します。

市更相の場合は、保護決定と同時に、生活費・家賃・敷金等の支払いがあります。ですから、待機期間は施設で寝食を提供され、決定を受けてからは、アパート・マンションへ入居し、受け取った保護費で生活する事が出来ます。

無一文でも、アパート生活に移れるようになっていくわけです。

12月末には連休があり、年末年始の休みもあります。年内にアパート生活への移行を考えている人は、12月2日迄には申請するようにしましょう。

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることになります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くことになります。保護費が下りるまでの生活費のメドを立てておく必要があります。